

ハイ口通信 From 北区

第 14 号
2022 年
9月23日

発行責任者
泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会
共同代表 富田 素實江
北 8 西 3 札幌市エルプラザ 2 階: レターケース 256
TEL 090 - 7644 - 4379 FAX 011-726-7234

東電株主代表訴訟 東京地裁判決 旧経営陣に 13 兆円支払命令



7月13日、東京電力株主代表が2012年3月に提訴した東京電力福島第1原発事故を巡る責任追及の損害賠償裁判で、東京地裁は判決で旧経営陣5人のうち元会長、元社長、2副社長の4人に対して「津波対策を放置した」「責任感が根本的に欠如していた」として、なお被害が続く被災者への賠償や除染など13兆3210億円の支払を命じました。

旧経営陣個人の責任を認める司法判断は初。賠償額は民事訴訟で最高とみられませんが、実際には和解しての金額になる見通し。

旧経営陣が巨大津波の到来を予見できたか、対策を取れば事故は防げたかが、争点でした。

原告は政府機関が02年に公表した地震の「長期評価」に基づけば巨大津波は予測でき、取締役の注意義務を果たして対策を取れば事故は回避できたと主張。

旧経営陣は長期評価は十分な予見がないと反論。

判決は「原子力事業者は最新の知見に基づき過酷事故を防ぐ社会的責任がある」と指摘。多くの専門家の議論を経た長期評価は「相応の科学的信頼性がある」と認め、津波対策を取らなかつた旧経営陣を「安全意識や責任感が根本的に欠如していた」と断じました。さらに、08年に対策先送りの判断をした武藤栄副社長当時を「著しく不合理で許されない」と厳しく批判しました。

27日、東電の勝俣恒久元会長、清水正孝元社長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長など旧経営陣4人は、判決を不服として控訴しました。

また、原告株主側は訴訟で22兆円の支払いを求めており、判決で認められなかった部分の取り消しを求めて控訴しました。

「東電株主代表訴訟」に歴史的な判決

2022年7月13日
東電株主代表訴訟 原告

11年間共に闘ってきた原告、そして弁護団と健闘を称え合いたいと思います。更に33年前から東電の株を購入して株主総会で脱原発提案を訴え続けてきた東電株主運動のメンバーに感謝します。何度も挫けそうになりながらも東電の杜撰な経営を許してはいけなく、首都圏の電気を作るために福島や新潟の人々が危険にさらされている現実を変えなければいけない、と闘ってきました。株主にしかできない株主代表訴訟を提起し、原発事故を引き起こした旧取締役5名の社会的責任を追及することができたのを嬉しく思います。

どのような技術でもヒューマンエラーはありますが、原発はひとたび事故を起こせば取り返しのつかない被害を生命と環境に与えます。そのような原発を運転する会社の取締役には、他の会社とは比較にならない大きな責任が伴います。その重責を担う覚悟を持たない者は、責任を取れない者は取締役などになってはいけなく、ということを示していただいたと考えます。

判決をいただいた朝倉裁判長と川村、丹下裁判官にも感謝申し上げます。証人席に立った専門家や被告に対して詳細にわたる質問をしていただき、想定問答を繰り返してきたであろう被告たちが言葉に詰まる場面もあり、聴き応えのある尋問を展開していただきました。特に、「水密化」が造船や潜水技術として古くから確立された技術であり、津波対策として簡単にできる水密化すらしなかつた東電の危機意識のなさ、予測能力のなさ、5人の取締役の明らかな任務懈怠が浮き彫りにされました。ちなみにこの「水密化」は6月17日の原発被害者訴訟の最高裁判決で、後知恵だと唾棄されたのです。裁判官の資質が、自分の知識を常に疑う真摯な公平性が裁判官にとっていかに大切を知る判決でした。

また、長きにわたった裁判の中、原告が提出した事実経過表に被告側の主張も書き添えて主張の違いをひと目でわかるように提案してくださった大竹裁判長にも感動しました。公正に裁判していただいたことを感謝しています。

〈東電株主訴訟 弁護団 声明 は8面に掲載〉

3・11から11年

シリーズ【福島を告発する】⑫

原発賠償関西訴訟 第33回 口頭弁論
意見陳述 原告 森 松 明 希 子



5月26日、大阪地裁において原発賠償関西訴訟の第33回口頭弁論が開かれ、原告団代表の森松明希子氏が意見陳述を行いました。この日は、子ども甲状腺がん裁判弁論と重なり、森松氏は子どもたちを守ってほしいという強い連帯の気持ちを込め、11年間の損害や被害の重要性を陳述されました。以下は、その陳述内容です。

私は福島原発事故の放射能汚染の影響で、11年間、福島県郡山市から大阪府大阪市に、子ども二人とともに国内避難を続けています。いわゆる母子避難で、2011年3月11日(3・11)当時0歳と3歳だった子どもたちは父親とは離れ離れで暮らしています。

小学校6年生になった娘は、父親と一緒に暮らした記憶がありません。野球部に入部した中学3年生の息子は、週末、父親とキャッチボールをすることさえ叶わない日々を送っています。月に1度しか会えない父親との別れのたび、号泣していた一人ですが、11歳と14歳になった今、『なぜ、避難しているのか』十分に理解していませんし、この裁判の意味も分

かる年齢になってきました。

また、子どもたちは現在も、福島県が実施している県民健康調査で甲状腺工コー検査を受け続けています。避難していても検査を受け続けなければいけない理由も、その必要性もよく理解しています。

1. 原発事故は終わっていない

原発事故から2ヶ月後に、放射線被ばくの身に迫る危険と命や健康に関わる権利が脅かされながらも、ようやく避難に至る条件がそろって整ったので、私は福島から大阪に逃れることができました。

逃げるかどまるか、客観的な状況を把握したくても、必要な情報は与えられず、他方で「ニコニコ笑っていれば放射能は来ません」「年間100ミリシーベルトまでは大丈夫」などのプロパガンダも含め、おかしいことにもおかしいといえない雰囲気作り続けられ、耐え難きを耐え忍び難きを忍ぶかのごとく精神論や、自分よりもっと大変な人がいるからとい

う謎の不幸比べによる我慢大会さながらの美談による陶酔的思考が蔓延する中で、人権保護や個人の尊厳よりも「復興」「頑張ろう福島」という大合唱によって異論を唱えることが困難な雰囲気包まれる中、「被ばくはしたくない」「子どもを被ばくから絶対に守りたい」という思いで、なんとか私は福島を出てきました。一つでも条件が整わなければ、私は避難したくても出来なかつたと、それは今でも強く思います。

やっとの思いで避難をして初めて、放射能汚染の線源からおよそ600キロメートルほど離れたこの関西の地から、避難元の状況を見つめたあの日のことが、今も鮮明によみがえります。

今そこにある危機から即座に避難できる人の方が少ないのです。事故から2ヶ月後の避難は、1年後、3年後、5年後に避難を決定してきた人と比べると、極めて早期の避難開始ともいえるのです。何の制度や保障もない中で「自力避難」を余儀なくされる状況では、避難の開始にも時間はかかるのです。

また、一緒に住んでいた家族揃って避難することも「強制避難」でなければ難しいのが現実です。11年経っても家族・親子が離れ離れ

のまま避難を続けている母子避難等のケースが如実にそのことを表しています。

さらに、実際は、多くの住民が、「避難したくても出来ない」「本当は避難できるものなら今からでもしたい」と話しています。

国と東京電力は、全国各地の避難者が起こした裁判で、圧倒的多数の住民がどまる中、避難している人はあなた達だけだ、というように、避難している人が何か特別で、まるで異端者であるかのような印象を裁判所に印象付けようとしています。

しかし、避難せず福島にとどまっている人も「あのとき避難しなかった息子たちが将来、癌になったら、孫に何かあったら、ということは今でも考え。覚悟して背負って生きるしかないな」と。苦難の中で生き続けるのも抵抗の仕方として意味がある(福島生業訴訟原告・2022年4月23日弁護士ドットコムニュースより)と公言し、どまる人の苦悩や苦痛が現在も続いていることを、今でも多くの人が話し続けています。

原発は国策です。唯一の規制権限を持つのも国ですが、ひとたび事故を起こせば犠牲になるのは周辺に住む無辜の人々です。原発に

3・11から11年

シリーズ【福島を告発する】⑫

原発賠償関西訴訟 第33回 口頭弁論 意見陳述

〈2面の続き〉

大阪地裁前
入廷行進



賛成していた人にも反対していた人にも無差別に被ばくの脅威はおそいかわります。そして、特に被ばくに最も脆弱な子どもたちが、いちばん犠牲になるのです。

2. 避難しても地獄 とどまっても地獄 帰還しても地獄

東京電力福島第一原発事故から11年後の奇しくも本日(2022年5月26日)、東京地方裁判所では3・11当時福島県在住の6歳〜16歳だった子どもたちが、小児甲状腺がんになったのは東電福島原発事故の放射能被ばくによる健康被害だとして裁

判所に訴えています。健康被害の因果関係を争う裁判は、私たちの裁判以上に時間も労力も奪われることは必至です。それでも、3・11当時、子どもだった世代も、被害が顕在化しているところから、「おかしい」という声を上げ始めています。それに対し、世界中から共感と応援の声が上がっています。

とはいえ、健康被害が明確に顕在化しなければ、そして、子どもが病気になるまででなければ、訴えを起こすことができないのでしょうか。

避難した私たちも、避難したからそれで終わりではありません。

原発事故直後の被ばくにより健康を害するリスクは確実に高まっており、被ばくのリスクがさらに高まることを防ぐことができているだけであり、避難したから安泰で平穩な日常を取り戻せたというわけではないのです。もしかしたら自分があるいは子どもたちが、がんや被ばくによる疾病を発症するかもしれない、という恐怖は、避難した人もとどまる人も帰還した人も、ずっといまだ続いているのです。

何の保護や救済もない現状は、

「避難しても地獄 とどまっても地獄 帰還してもまた地獄」なのです。

そのような被害は、裁判所以外に、一体どこの誰が正当に評価してくれるのでしょうか？

11年後の今、原発事故までは100万人に1人か2人しかかならないと言われていたにもかかわらず、分かつているだけでも300人近い子どもたちが小児甲状腺がんを発症しています。この小児甲状腺がんの多発の事実を前にして、それでも、自らに健康被害が生じなければ訴えるに値しない、「避難」の必要はないと、皆さんは考えるのでしょうか。

事故が起こったとき、最も被害を受けるのは、社会的にも弱く、また被ばくに対しても最も脆弱な子どもたちです。子どもは親が避難しなければ基本的には自分の意思で避難することはできないのです。被ばくは嫌だと訴えも出来ないければ、被ばくを避ける術も持ち合わせてはいません。制度や保障がなければ、自らの意思にかかわらず、避難することは出来ないのです。

また、避難できたとしても、避難先でいじめられたり、家族の意見が対立する中、家族離散を経験し

「生き地獄」と表現した現在中学2年生の少女もいます(愛媛訴訟原告・最高裁弁論での原告意見陳述より)。

この国は、子どもの権利条約を批准しているというのに、最も守られるべき子どもたちの受けた被害や損害、とりわけ「子どもの権利」侵害については、まったく評価も賠償もされていません。この14歳の少女は、最高裁判所に対し「この世は変わらない、と思わせないようにして欲しい」と訴えています。大人である私も全く同じ思いです。 <4面に続く>

『母子避難、心の軌跡』(かもがわ出版 2013年)



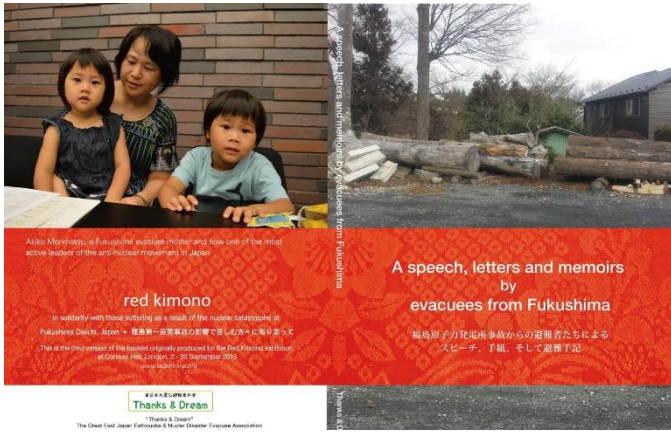
3・11から11年

シリーズ【福島を告発する】⑫

原発賠償賠償関西訴訟 第33回 口頭弁論 意見陳述 <3面の続き>

放射能汚染の事実があり、被ばくを避ける必要があるから、多くの人が、あらゆる困難を乗り越えてでも「避難」という決断をしたのです。

実際に避難するのは、そしてその避難生活を継続させるのは、簡単ではありません。避難の決断とともに、避難の継続には、実際に、強制避難区域と同様に、精神的負担、経済的負担を強いられます。差別的な取扱をすることは許されず、それは国連の「国内避難に関する指導原則」にも明確な規範として国際社会でも共有されている世界の標準です。



『レッドキモノ』3人の母子避難者の証言集(日英両語版)

そこであるにもかかわらず、人権保護の観点からの救済はありません。人権侵害が常態化しているから、この国は、国連人権理事会ほか、国際社会からも数多くの勧告を受け続けているのです。

3. 「線引き」による差別

そして、事故直後に福島第一原発からの距離という合理性のない線引きを行い、あたかも国が認める公式の避難者と非公式の避難者といわんばかりに被害者を分断し、賠償に差別的思考を持ち込んでいるのも、紛れもなく責任を問われ、また、国策で原発を推進している国です。土壌の汚染や内部被ばくは考慮に入らず、また、年齢・性別・職業・家族構成などきめ細やかな保護も施策も救済も11年経っても確立されず、ひたすら私たち被害者は“いないこと”にされ続けています。

私たち原告は、そうした国と東京電力が勝手に持ち込んだ避難区域内・区域外・福島県外などという差別と偏見と固定観念を助長するような線引きによる分断を乗り越え、放射能汚染地のすべての被害者の救済を求めています。

放射能汚染という客観的事実に向き合い、「万が一にも事故を起こさない」と約束した側が「これくら

いの被ばくなら良いだろう」と勝手に基準を決め、被害者は誰かを勝手に決めるような線引きをし、「被ばくしたくない」「健康を享受したい」という私たちの人間としての生命と生存に関わる根本的な権利を侵害し、尊厳を踏みにじることは決して許さない、という思いから、その思いを同じくする人々とともに、こうして司法による救済を求めることにしました。

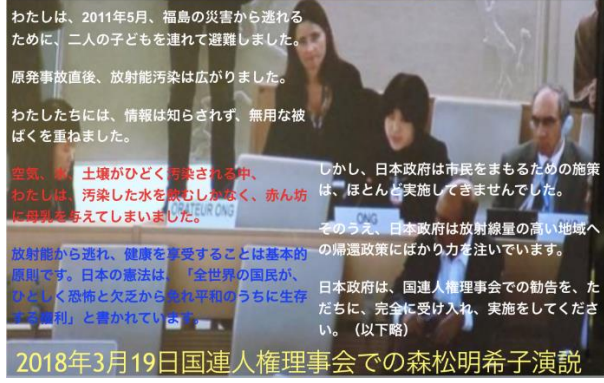
逃げることは簡単ではありません。原発事故による放射性物質がばらまかれても目には見えませんが、色もついていないし、放射能被害は晩発性障害が多く、被ばくから数年後、数十年後に起きるからです。

火事があったら逃げるのは当たり前です。「逃げずに火を消せ」と言われたら「それはおかしい」「私は嫌だ」と言えるのは、被害を知り、避難の権利性に気づき、確信をもっているからで、たとえ圧倒的多数の人が避難を選ばなかったとしてもその権利を主張することができると思っております。

私たちは、これまで、「放射線被ばくから免れ健康を享受する権利」の具体的・直截的・積極的な被ばく防護の行為として、原発事故により拡散された放射線被ばくからの「避難の権利」ということを主張してきましたが、「逃げる」と「避難」、「逃げ続けること(避難の継続)」の権利性について、もっと多くの人の重要性を知ってほしいと思いますし、裁判において確立してほしいと思います。

<次号に続く>

東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream



2018.3.19 国連人権理事会での森松明希子演説 抜粋



検証 トリチウム被曝 トリチウムは安全なのか

室蘭工業大学 名誉教授 宮尾 正大

目次

はじめに

トリチウムってなんだ？

原子力発電とトリチウム

トリチウム安全神話

遮蔽できる

半減期が短い

速やかに排泄

〈ここまでは前号に掲載〉

特定の体組織に集まらない

生物濃縮しない

規制基準？

本当に速やかに拡散する？

結局何なのさ

速やかに排泄

〈前号に掲載・最後の文章です〉

トリチウムを接種しても、40

日で無くなる！と喜んではいま

せんか？一度食べたものは40

日で無くなるのですが、トリチ

ウムは毎日食べ物や飲み物とし

て体に入っていきます。そして出

てゆくのです。入る量と出る量

の出やすさが変われば体の中の

濃度は変わります。入りやすく

出にくければ体内濃度は高くな

り、その逆になれば下がります。

これが生物濃縮です。これが体

組織の中で起これば組織沈着に

なります。

特定の体組織に集まらない

トリチウムは特定の体組織

に集まらないとされています。

では特定の組織への凝縮が起

けると何が怖いのでしょうか。

不幸にも人間は昔痛ましい放

射能障害を経験しています。

「トロトラスト事件」として。

トロトラストとは、1930

年代から1940年代にX線

造影剤としてドイツのHeyden

社から発売されたX線造影剤

です。酸化トリウム(トリチウ

ムではありません。間違いない

ように以下Thと書きます)を主

成分としたコロイド溶液で、血

管に注入して血管のX線像を撮

影するために使われました。

Thはキャンピングなどでよ

く使われるガスタランのマン

トルに使われている放射性物質

です。重い原子なのでX線をよ

く遮蔽するために使われまし

た。不幸なことに投与されると

脾臓、肝臓、骨髄などに沈着し、

ほとんど排出されません。

半減期は非常に長いので弱い

放射性物質なのですが、α線を

長い時間出し続けます。投与量

は微量で1〜5ベクレル程度で

したが20〜40年後に悪性腫瘍

を発病しました。

ちなみに比較する為、これも有名な自然界に遍く有る放射性カリウムの摂取量は100ベクレル程度です。全ての人の体内には常時数千ベクレル存在します。それに比較してThは遙かに微量ですが悲劇を起こしたので。内部被曝と沈着により、極微量でも危険なお分りいただけましたでしょうか。

ではトリチウムは体の組織に沈着するのでしょうか。幸いにもトリチウム(水)は水そのものなので、沈着はないと考えられています。先にも話しましたように濃縮はあるかもしれませ

生物濃縮しない

トリチウムを水として取り込んだ時に沈着はしないとでも濃縮は起こり得るかもしれませ

ん。2018年11月号のDAYSのJapan誌にイギリス人海洋放射線研究者のティアアジョーンズ氏の速報(<https://onco.jp/8110>)が掲載されて話題になりました。速報で指摘されたことは、福島第一汚染水の海洋投棄への問題提起です。それは、トリチウムが水の形だけで存在するのではなく、有機物の水素として取り込まれ、それが食物連鎖などで濃縮すること、つまりそれが魚

類、鳥類、哺乳類へ容易に吸収されること報告されている、という指摘です。生物濃縮の指摘です。今まで生物濃縮はないとされていたことに反し、1990年以降、高い濃度のトリチウムが貝類や魚類から検出されたことが報告されていると指摘されたのです。この速報は日本のネット上でも炎上し、賛否両論が交わされました。ネットでの指摘で、上流のトリチウム試薬施設から捨てられた廃液の影響の可能性も指摘されました。

トリチウムの生物濃縮はトリチウムと水素の化学活性の違いから起こります。トリチウムと水素は重さが3倍違うだけで、化学的には同じです。重さの違いは熱振動に現れ、化学的活性の度合いが少し変わります。例えば地面に降った水が蒸発するとき、トリチウム水と水では10%ほど重さが違いますが、熱による振動状態が少し違って蒸発速度が違います。地上に残された水のトリチウム濃度は数%高くなります。

注。水素とトリチウムでは3倍だがトリチウム水と水では10%の違いになる

〈6面に続く〉

検証 トリチウム被曝 (下) <5面からの続き>

同じことは炭酸同化作用で光合成で植物により有機物に固定化されるときにも起きます。トリチウム原子は普通の水素に比べて重いので炭素に取り込み難く、植物に取り込まれるトリチウムの比率は30〜40%ほど低くなると言われています。生物濃縮の逆です。

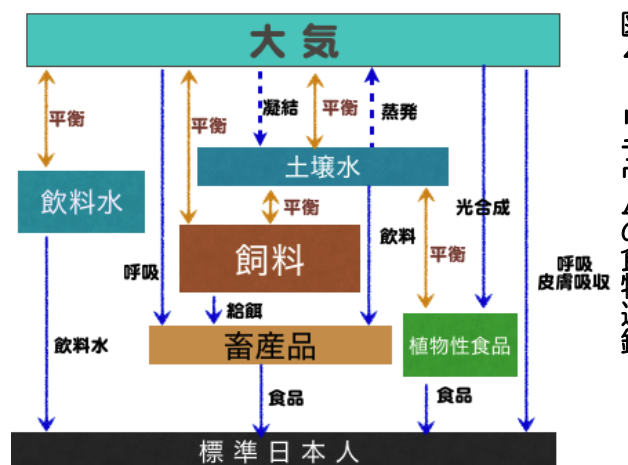
植物に取り込まれたトリチウムは動物に食べられます。さらに食物連鎖により私たちの体まで取り込まれてきます。このとき有機物の形に固定化されたトリチウムがどのような有機物になり食べられるかで凝縮の程度が変わります。

図4は、その経路を图示したものです。飲み水や畜産物、植物性食品、それに呼吸などを通して私たちの体に取り込まれるわけです。取り込まれたこれらの栄養素や水などがどのような形で私たちの体に利用されるかが問題です。

ペンペンなどのエネルギー源の形で取り込まれたトリチウムは、普通の代謝で利用されるので「速やかに排泄」の項で見たように40日ほどで消費されます。

しかし脂肪やたんぱく質に取り込まれたトリチウムは私たちの体の構成物質として利用されて、体の中に残留します。このときに生物濃縮が起きます。蒸発と同じようにトリチウムは少し重いので分解されにくいからです。取り込み経路の段階が増

図4 トリチウムの食物連鎖



<http://anshin-kagaku.news.cocacn.jp/hel17-38.htm>

すほど濃縮が進みます。報告される生物濃縮は脂肪やタンパクを通して起きているのかもしれない。脂肪やたんぱく質のDNAは脳や腸に長く残ることも指摘されています。取り込まれ、DNAなどの一部の構成元素になったトリチウムが崩壊するときは、即DNAを壊します。

その一例を見ましよう。高濃度の廃液が捨てられた時の汚染が生き物に残り記録されて残ったことが知られています。1980年代末期、日本に輸入されたカナダ産の穀物から異常に高いトリチウムが検出されたことがありました。それは購入直前に

近くの原子力施設(CANDU)型原子炉からトリチウムを沢山含んだ水蒸気が放出された結果でした。生物学的半減期が言われたほど単純で短いとは言い切れないことがお分かりになりましたでしょうか。

まとめますと、トリチウムは公害病を引き起こしたカドミウムやトロンタスト(Th)などの重金属で起きるような生物濃縮や沈着は起きにくいようです。しかし事業者が主張するような「速やかな全地球的拡散」に疑問符はつきました。放出されたトリチウムが周辺の環境に固定化され、高濃度に保存される危険性は否定できません。

規制基準？

排水のトリチウムなどの規制基準はなんで決まっているのでしょうか。放射線管理法に基づく規制基準でトリチウムなどの放射性廃棄物の排出は規制されています。その基本となっている根拠は、資源エネルギー庁によれば、例えば大気中に放出される基準はどのような空気を「生まれてから70歳になるまで毎日」吸い続けた場合であっても、平均の線量率を「1年間で1ミリシーベルト」に抑えられるようにする、という規制基準です。トリチウム水の場合、それは「放出口における濃度の水を、生まれてから70歳になるまで毎日約2リットル飲み続けた場合」、平均

の線量率が1年あたり1ミリシーベルトに達する濃度」となります。そしてその値は60ベクレル/1cm³です。1リットルに直せば6万ベクレルです。

この値は大きいのでしょうか小さいのでしょうか。他の放射性物質と比較してみましよう。例えばストロンチウム90は1リットル中に30ベクレル、セシウム137は90ベクレルです。これらより2千倍の値です。

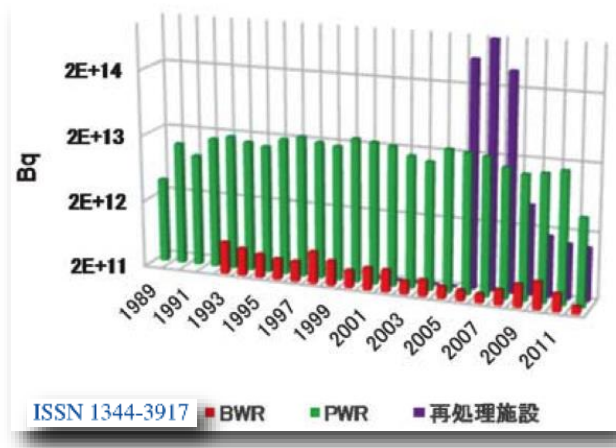
この差はどこから決めたのでしょうか。それはトリチウム神話からです。放出エネルギーが低い、すぐに体外に排出されることから実効的な被曝量は低い(に違いない)からきています。実効被ばく線量単位のシーベルトで表記している事がそれを表しています。ここで問題にしている内部の効果や生物蓄積、たんぱく質や脂肪、DNAに取り込まれたトリチウムの効果は織り込まれていません。

汚染水からトリチウムを取り除くことは経済的に難しいことは「トリチウムってなんだ？」の節でお話ししました。しかし原子炉を運転すればトリチウムを排出しなければなりません。そこでトリチウム神話が作られたのでしょう。トリチウムの持つ放射線が比較的危害を加えにくいことに注目し、定量的な問題を訂正的な問題にすり替えたのです。

〈7面に続く〉

検証 トリチュウム被曝 (下) <6面からの続き>

図5 原発と再処理施設から環境へ放出されたトリチュウム



https://keea.or.jp/pdf/knak yokanri/47/vol_47_02.pdf

右の図は原子力発電所と核燃料再処理施設(六ヶ所村)から1年間に環境に放出されたトリチュウムの量です。BWRは浜岡原発、PWRは泊原発の100万kWに換算した放出量で、再処理施設は年間放出量です。縦軸が対数メモリであることに注意してください。桁違いです。2007年9月の再処理工場の放出は試験運転期間中の量なので、工場が完成し本格稼働が始まればさらに増加するでしょう。

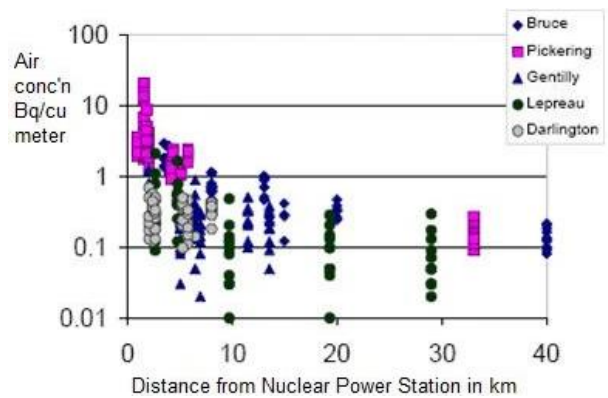
結局トリチュウムの放出規制値はトリチュウムの安全性から決まったのではなく、トリチュウムの生物濃縮や身体沈着は「起こり難い」を「起こらない」と決め、放出量から海流や大気による希釈倍率を決めて算出しました。放出量が決まっているので、放出する総量は変わりません。そこで、海流や海水の拡散により速やかに地球上の拡散するので「総量は関係ない」としました。都合の良い事実だけを取り上げ、都合の悪い事実を無視したのです。

そこで起きたのが福島事故です。今まで原発から排出していたトリチュウムは海に垂れ流してしまっただけで問題になるような汚染水の量はなかったのだから「知らぬ顔の半兵衛」を決め込めたのです。それが福島で一気に増えつつあります。こんなに薄めても絶対量は減りません。

本当に速やかに拡散するの?

では速やかに拡散する「神話」は信じても良いのでしょうか。図はカナダのいろいろな原発から離れる距離に対してトリチュウムの濃度がどのように減ってゆくかのデータです。横軸はkmです。大気に放出されるトリチュウム(水蒸気)が原発の周辺に多く留まっていることが読み取れます。

図6 カナダ原子力施設からの距離による大気中のトリチュウム濃度

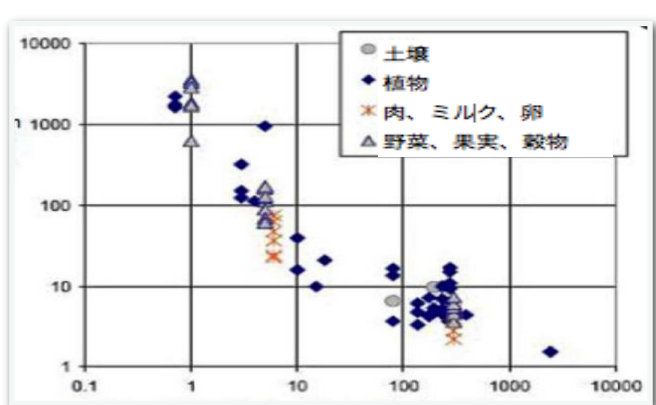


Tritium in the Canadian Environment: Levels and Health Effects. Report RSP-0153-1 (2003).

<https://ehjournal.biomedcentral.com/articles/10.1186/1476-069X-8-43>

図7は、それを取り込んで食べ物や土壌などに蓄積している量です。取り込む量は大体同じようになっています。ディアシヨーンズ氏が指摘したように、トリチュウムを排出する施設の周辺の河川には、トリチュウムを蓄積した魚介類が見出される事より、大気に比べてはるかに拡散しにくい水系での「速やかな拡散」は期待できそうもありません。排出口の

図7 カナダ原子力施設周辺の主な産物や土壌に含まれるトリチュウム汚染濃度の原子力施設からの距離による依存。



Tritium in the Canadian Environment: Levels and Health Effects. Report RSP-0153-1 (2003).

<https://ehjournal.biomedcentral.com/articles/10.1186/1476-069X-8-43>

近くで有機化され、食物連鎖で魚類などに取り込まれる効果は排出基準には反映されていません。水蒸気の形で大気放出されたトリチュウムは、拡散の法則に従って距離の二乗に従って減少しますが、期待する風に飛ばされるなどのそれ以上の効果は見られません。ちゃんと土地に沈着していることが読み取れます。水として川や海に流されたら

検証 トリチウム被曝 (下) <7面からの続き>

きは、大気中に放出するより流れに強く依存し、拡散も大気中に放出するより遥かに遅くなります。

結局何なのさ

これまで見てきたように、トリチウムは確かにストロンチウムやセシウムなどの放射性物質と違って、生物濃縮や生体への沈着は起こしにくい放射性物質です。そのため「それらより1000倍近い量を放出しても安全だ」ということは疑問があるとしても、なんとか納得したとしましょう。

政府や東電は、タンクにたまった処理水（東電や政府は汚染水と言わずに処理水と言います）を海に流そうと18年8月に説明会をひらきました。その直前8月23日に河北新報に処理済み汚染水に基準を超えるヨウ素129などの放射性核種が含まれていることが報道されました。

ヨウ素129が告知限度を超えた回数には17年1年間で60回にもなります。同じ放射性物質のルテニウム106やテクネチウム99の超過を加えると基準を超えた回数は65回になったというのです。この2種放射線核種の過剰は測定回数の半数に当たりません。そして東電はこの事実を膨大な資料データの中にこっそり公開して全く説明しませんでした。そして「測定している62種類の

放射性物質はALPSによって告知濃度限度以下まで除去でき、残るはトリチウムだけである」と説明してきたのです。

処理済み汚染水の海洋放出のうち一つの問題点はその量の多さです。事故を起こす前の福島第一原発が垂れ流していたトリチウムの量は、年間2テラベクレル程度です。福島に貯められたトリチウムは800テラベクレルです。福島第一原発には400年分のトリチウムがタンクに貯められているのです。それを東電の計画では7年間で排出すると言っています。

現在もタンクに貯める汚染水以外に、福島原発から22テラベクレルのトリチウムが放出されています。これを加えると計画で放出するトリチウムの量は、136テラベクレルと66倍の量を放出しようとしています。皆さん、この量をどう思います？ 本心に風評被害は起きないのでしょか。それとも風評被害が「本当被害」にならない保証はあるのでしょうか。国や東電は福島の漁業を丸抱えする覚悟があるのでしょうか。

終わり

※ 本論文では、「トリチウム」と「トリチウム」の2種の用語が使われていますが、両者は同じもの（原子名）を表す用語であることを、お断りいたします。

「東電株主代表訴訟」に歴史的な判決

2022年7月13日 東電株主代表訴訟 弁護団

本日東京地裁民事第8部(商事部・朝倉佳秀裁判長、丹下将克裁判官、川村久美子裁判官)は、東京電力の株主らが、東京電力に代わって、元役員の前善管注意義務違反によって、福島原発事故を発生させたとして、東京電力に与えた損害についての賠償を求めていた「東電株主代表訴訟」について、原告らの請求を認め、被告勝俣、清水、武黒及び武藤に対して、連帯して13兆3210億円の損害賠償の支払いを命ずる判決を下した。

判決は、まず、原発を設置、運転する会社は、最新の科学的専門技術的知見に基づいて想定される津波により原発の安全性が損なわれ、炉心損傷ないし炉心溶融に至り、過酷事故が発生するおそれがある場合には、これにより生命、身体及び財産等を受け得るものに対し、このように、原発には過酷事故の危険性があり、それゆえに万が一にも事故を起こさないようにしなければならないことを正面から認めている。

そして、政府の地震調査研究推進本部が2002年7月に示した、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで、過去400年間に3回大規模な津波地震が発生し、このような

津波地震が福島県沖でも発生し得ることを指摘した長期評価には、津波対策の実施を基礎づける信頼性があったことを認め、のみならず、津波堆積調査に基づく貞観津波の波源モデルについての知見についても信頼性及びこれに基づく予見可能性を認めた。

また、判決は津波対策の実施によって、事故の結果が回避できたかどうかについて、津波の浸入を防ぐための防潮堤などの大規模な津波対策を講ずるためには、ある程度時間がかかるとしても、運転継続するためには、速やかに津波による浸水を防ぐための水密化など措置を講ずる必要があり、このような工事は可能であったと判断した。このような判断は最高裁判決における三浦判事の少数意見と軌を一にするものである。

このような判断は原告らの立証だけではなく、裁判所自らが被告らへの綿密な補充尋問を行い、福島第一原発における現地進行協議を実施した結果にもとづき、確信をもって判断されたものである。

被告武藤、被告武黒及び小森は原子力担当役員として、平成20年～平成21年には、推本の長期評価にもとづく津波対策が避けられないものであることについて、説明を受けていたのであり、 <10面に続く>

エッセイ

「核」の被曝の危険性は最終的に「人間を毀す」もの



神恵内村古宇

滝本 正雄 (神恵内村在住)

「詩人会議」全国運営委員会 委員
北海道詩人会議 会員 副会長

(1) 被曝症状の体験者として

私は60数年前、国立小樽療養所でレントゲン線を浴び過ぎて被曝症状に罹りました。髪の毛は抜けてツルツルに禿になり、指の爪は割れて出血し、血液の血小板は30%以下に減り、朝洗顔で下を向けば鼻血が出て午前中は止まらず、激しい倦怠感と全身違和感が続き、疲労感が激しく気力も覇気も無くなり、塗炭の苦しみを体験しました。

当時は有効な治療法もなく、注射のバニールチンと栄養剤が投与される程度の治療でした。診療報酬の記載病名を調べた業者が「ガ

ンに移行する可能性」があるとして、車購入ローン、生命保険加入住宅ローンの拒否など、社会的差別を受けた経験をしました。60年以上過ぎた今でも、体内に入り込んだ放射線が生きていて、指の爪が艶々した爪ではなく、筋張った奇形の爪が伸びて来るので

福島原発事故が起きて10年が過ぎましたが、当時は子どもであった人たちも大人なって、車購入ローン、生命保険の加入、住宅ローンの申請などは、福島県被曝児童検診で「甲状腺ガン」或いは「疑似」と診断された人たちは全て拒否されて社会的差別を受けています。

国も東電も見て見ぬふりをした無責任状態を続けていますが、国が「核燃サイクル計画」を続ける限り、その責任を執るのが当然であり、事業者本体としての東電も亦また、然るべき責任を負うのは当然であります。

これは単に福島原発事故による

被曝児童だけの問題ではなく、国が「核燃サイクル計画」を続ける以上、全国の前立地自治体とその周辺体へと広がる危険性があり、また「核のゴミ」最終処分場の事故に絡む問題でもあり、大きく見れば国際的な原発稼働問題とも絡み、今後大きな社会問題となる必然性を危惧しています。

(2) 原発反対運動は

「廃炉」だけでは終わらない

本来、「核」即ち放射能を無害とする処理方法は、国際的に確立されていない。NUMOは「地層処分が世界の趨勢だ」と胸を張るが、この「地層処分」は、地震も少なく、一枚岩のような固い地層の在る欧州での話であって、それもあくまでも過渡的な処理方法として、試験的に着手したと云うことが本音であって、軟弱地層が多くしかも地震列島と云われる日本での「地層処分」は、最も弱い処理の仕方であろう。

一昨年の全国で記録された地震動は29万回以上もあり、北海道周辺での地震動記録は1万8千回を超えています。

これでは、「核のゴミ」最終処分場を建設した後に埋め戻しをすれば、地震の渦中に「核」を捨てるようなもので、最も危険であろう。

しかも、処分場に捨てるガラス固定化には、ウラン238やトウムの含まれる以上、安全管理を45億年以上も続けなければなりません。そんな事は、この国も事業体も一切考えていない無責任だ。

(3) 内部被曝の危険性

原子爆弾の投下による瞬時の大量被曝の外部被曝に比べ、低線量による時間をかけて体内に与える影響の内部被曝は、外部被曝の5000倍も危険であるとベラルーシの国立放射線研究センターの医師たちがまとめた学術論文に臨床学的に指摘されています。

「核」の持つ毒性と同じ鉱物性毒物である薬のサリドマイドやベトナム戦争の枯葉剤による被曝で奇形児が生まれ、福島原発事故の周辺に棲息する野生動物アライグマやニホン猿から遺伝子を構成する蛋白質の一種の二動原体などが異常となって発見され、ベラルーシでは頭が9個もある奇形動物が生まれていると報じています。やがてヒト科に影響することを厳しく警告しているのが現状です。

遺伝子を構成する二動原体の蛋白質は、遺伝子構成に必要な他の蛋白質と結びついて遺伝内に運び込む重要な蛋白質です。その二動原体の蛋白質がへ10面に続く

エッセイ

「核」の被曝の危険性は 最終的に「人間を毀す」もの

〈9面の続き〉

異常になって他正常な蛋白質と結びつけば、正常な蛋白質も異常となって遺伝子内に送り込まれ、やがて遺伝子全体が異常となり遺伝子破壊へと進むことになり、異常遺伝子の再生は不可能であり、内部被曝として胎児に継承されて奇形児誕生へと繋がります。

これは異常となった「種」が永遠に続くことを意味し、「人間を毀す」ことが永遠に続くことを意味しています。

「核」の危険は、単に被曝の危険と云うだけでは不十分であり、「核」の持つ本質的な危険、「人間を毀して」奇形児誕生へと繋がる危険を抜きにして語ることは片手落ちであり、為にする言伝であることを見抜く賢明さが求められています。

「4」「人間を毀す核」の廃絶は、 全生命体を守る人類の 命題である

原発はクリーンエネルギーと盛んに宣伝しているが、「人間を毀す」使用済核燃料の完全な処理方法が無い限り、即座に中止すべきであり、世界の原発が動けば、単に「人間を毀す」だけではなく、地球上の全ての生命体を脅かし、植物、昆虫を含めた絶滅への道を辿ることにあります。

渡り鳥が被曝の餌を啄(つ)いばみ、各国へ飛んだ被曝をばら蒔き、

昆虫が絶滅すれば植物の交配が不能となり、野菜は実を結ばず、野菜不足を伴った国際的な食糧危機を齎(もたら)すことになる。

儲ける事であれば、何をしても許されると走り続けた資本主義の傲慢さが海を汚し、山を崩し、地球を荒らし続けて、気候変動の障害をどうするかと今になって考えている体たらくは二度と許されないものである。

ウラン238の放射能は、90億年経っても25%が残って危険であり、10万年に一回の大地震が在ると想定しても9万回の大地震に遭遇することになり、地震列島と云われているこの国で、「核」の地層処分は、地震の渦中に捨てるようなもので、断じて許す訳にはいかない。

「種」の健全と尊厳は「神の領域」であり、その領域に手を突っ込み、処理の仕方によってあたふたしている醜態は、未だに手を汚した罪過の大きさに気が付かず、「核燃サイクル計画」の継続を囁(ささ)ぐべく体たらくである。

「核」の危険性は、「人間を毀す」だけでなく、強いては国際的な危機を招く大本となり、地球上の生命体の頂点に立つ人類として、もっと賢明にならなければならぬ命題をせおっていることを自覚せねばならない。

「東電株主代表訴訟」に歴史的な判決

2022年7月13日 東電株主代表訴訟 弁護団

〈8面からの続き〉

津波対策を講じなかったことは任務怠慢に該当すると認定した。

被告勝俣及び被告清水は、平成21年2月の御前会議における吉田部長の発言にもとづいて、対策を命ずることは可能であったとして、責任を認めた。

6月17日に最高裁で不当判決がだされた直後であるにも関わらず、福島第一原発事故を引き起こした東電及び被告らの過失を正面から認めたことに対しては、敬意を表したい。そしてこの判決は、現在東京高裁において弁論再開の可能性のある東電刑事裁判の審理と結論に大きな影響を及ぼすものである。

この判決は、福島原発事故の原因に関して最も包括的な証拠調査を実施し、これにもとづいて判断されたものである。被告らは、原発事故によって甚大な被害を多くの住民に与えたことについて少しでも反省する心があるなら、住民に対して深く謝罪をし、この判決に対して控訴することなく、これに従うべきである。

右声明する。

地球上の全ての生命体を守り、「人間を毀す核」の廃絶こそ、緊急を要する闘いであり、これから長い道程が続くであろう覚悟が必要である。

未来の子どもたちの「種」の健全性を守るためにも、この原発反対運動と「核のゴミ」処分場誘致の反対運動を止める訳にはいかない。

〈完〉



☆寄稿を歓迎します。

原発について想うこと、考えていること、提案の投稿をお寄せ下さい。

☆北区の会に入会ください。

北区の会に入って、廃炉の活動をしましょう。会費は年1口(千円)以上。

☆カンパをお願いします。

【ゆうちょ銀行】記号 19050
番号 55938131